

令和7年度いばらき農の6次化商品コンテスト応募要領

1 応募資格

(1) 出品者

県内で農業経営を行う者で6次産業化に取り組む個人及び組織する団体

(2) 出品対象物

①又は②、及び③～⑦のすべてに該当するもの。

①県内で農業経営を行う者が自家農産物を主たる原料とし、自社（者）製造、または委託製造（加工業者と連携して商品開発を行い、農業者が販売者）した商品。

②県内で農業経営を行う者が自家農産物及び近隣連携農家の農産物を主たる原料とし、自社（者）製造、または委託製造（加工業者と連携して商品開発を行い、農業者が販売者）した商品。

③令和7年8月30日までに販売実績（イベント等での試験販売を除く）があるもの。

④食品衛生法、食品表示法および計量法等、関係法規を遵守し、食品営業許可または届出申請済みの施設でHACCPに沿った衛生管理のもと加工されたもの。または採取業の範疇で加工されたもので、そのまま食べられるもの及び、簡易な調理により審査用に喫食できるもの。

⑤開封してそのまま食べられるもの（常温、冷蔵、冷凍は問わない）。別途調理が必要なもの（麺類、餅類等）は簡易な電気調理※（トースター等）で審査用に喫食できる状態にできれば出品対象とする。※会場の都合上、火気・流しの使用は不可。

⑥審査会運営の都合上、アルコール類は対象外とする。

⑦過去に県主催で開催したいばらき農の6次化商品コンテストで金賞、特別賞を受賞していない商品であること。過去に特別賞・優良賞・奨励賞に入賞した商品については、味、形状、パッケージ等の改善がある場合、出品可能とする。

(3) 出品点数

1出品者2点（2シリーズ）まで

※出品総数が全体で20点を超えた場合、2点出品された方については内部検討により出品点数調整への協力をお願いする場合があります。

2 参加費

無料（ただし、出品に係る諸経費（出品物、交通費等）は応募者負担）

3 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、以下のとおり申し込む。

(1) 応募用紙

- ・ 基本情報（別紙 様式1）
- ・ 商品情報（別紙 様式2-1、2-2）
- ・ 製品説明書（別紙 様式3）
- ・ 商品PR（別紙 様式4）

(2) 提出先 管轄の農林事務所経営・普及部門又は地域農業改良普及センター

(3) 提出期限【応募者】→【管轄の農林事務所経営・普及部門又は地域農業改良普及センター】 令和7年9月22日（月）（必着）

※提出期限以降、食品表示に関する明らかな間違いが判明した場合は審査対象から除外する場合があります。

(4) 報告期限【管轄の農林事務所経営・普及部門又は地域農業改良普及センター】→【事務局】
令和7年9月30日(火)(必着)

※応募書類の内容に関するご相談は、切の頃込み合いますので、早めのご相談を検討ください。

4 出品数量および搬入方法等

(1) 搬入日時・場所

- ア 日 時 令和7年11月27日(木)午前8時40分から9時30分まで
イ 場 所 農業総合センター2F大研修室 (笠間市安居3165-1)
ウ 連絡先 0299-48-2801 (加工指導センター)
0299-45-8321 当日:(農業総合センター企画調整課)

※実際に商品を流通させる状態(温度管理等)での搬入をお願いいたします。
当日搬入のみとし、事前搬入は受け付けません。

(2) 出品物の状態

販売する状態(包装・ラベル・表示を付ける)とする。

(3) 出品物の搬入数量、搬入方法

- ア 外観審査用:販売形態で展示用に必要な個数(最低1個または1箱)
イ 食味審査用:審査+予備用として15名程度の試食に必要な個数

※外観審査用と食味審査用は別途ご準備ください。

※食味審査用の商品は、食品営業許可または届出済みの加工施設などの衛生的な環境で一口サイズに切り分け、蓋つきの容器に入れ、そのまま審査員に出せる形状にして搬入してください(下図参照)。小分けに必要な資材は各自ご用意ください。

(切り分けをする場合の1名分最低量目安:3cm角程度の大きさ×1個)

(取り分けをする場合の1名分最低量目安:小さじ1杯程度/人)

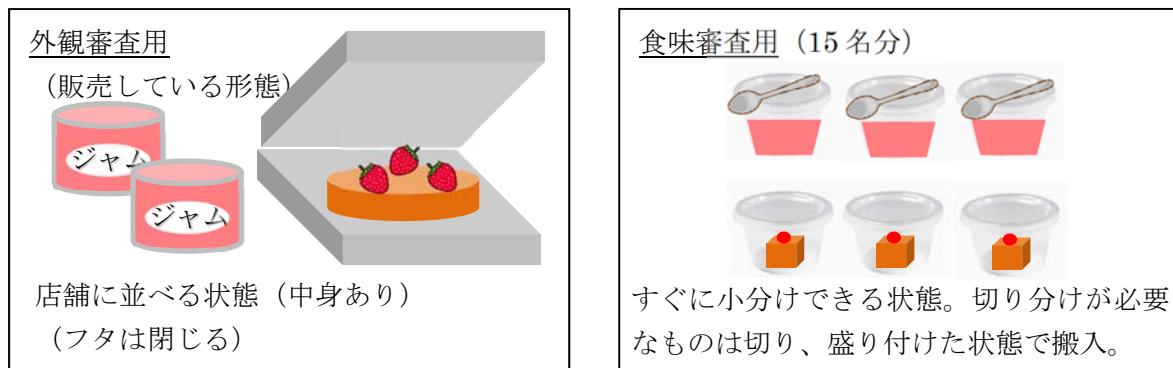


図: 搬入イメージ 試食に必要なカップやスプーンなども各自、ご用意ください。

- ウ アイスクリーム等食品提供までの間の温度管理が必要な商品は、クーラーボックス
[真嶋1]やドライアイス等をお持ちいただき、変質しないようにご注意ください。
- エ 別途調理が必要な商品は、必要となる簡易な電気調理機※(トースター等)を各自ご用意ください。
- オ 上記ア～エについて、不明点がある場合は必ず事前に、事務局までご相談ください。

(4) 開催日当日の出品者のおおよその動き

(後日変更する可能性があります。その際は改めてお伝えします)

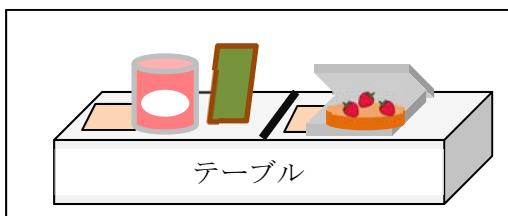
- ①受付で審査用の試食品を事務局に提出する
- ②展示品を展示場所に並べる
- ③審査会で出品物のPR発表を行う
- ④昼食休憩（2階ロビーの資材展示コーナー見学）
- ⑤商品展示交流会での情報交換（試食させる方は審査員試食とは別にご準備ください）
- ⑥表彰式
- ⑦展示品片付け（外観審査品は事務局が回収します）
- ⑧解散

(5) 出品物以外の持ち物について

販促資材（チラシ、パンフレット、ポップ等）

※外観審査用の展示商品スペース（60cm×60cm程度）内に置くことができますので、ご自由にお持ちください。ただし、出点数により展示スペースの大きさは変更になる場合があります。また、商品展示のための資材（皿や籠など）の貸出はありません。各自ご用意願います。

※その他、ご不明な点・ご質問等ありましたら、事務局までお問い合わせください。



出品点数にもよりますが、概ね180cmの長さのテーブル1台あたり2商品の展示を設置します。1人で2商品出品された方でも1テーブルになることは限りません。1商品ずつの展示をお願いします。

(6) 応募書類（個人情報）の取り扱いについて

応募書類に記載の情報について、本コンテストの審査、PR、今後の改善の目的のためだけに使用します。

- ・応募書類は一式、審査員に電子データまたは郵送で送付いたします。
- ・応募書類に掲載された商品写真について、出品商品一覧の作成に使用し、当日の参加者（マスコミ含む）に配布いたします。
- ・マスコミ取材や当コンテストの紹介の目的で、商品情報を外部へ提供する場合がございます。

ただし、名前や連絡先などの個人情報はご本人の同意なく他の目的で使用したり、第3者に開示したりすることはありません。予めご了承ください。

(7) その他

- ・床上への看板設置等、机の上の展示スペース以外への飾りつけはご遠慮ください。
- ・コンテスト審査会及び表彰式では出品物以外の加工品を展示しないでください。
- ・同日に商品展示交流会や表彰式を行う都合上、展示テーブルの移動を行うことがあります。割れる可能性があるので、ガラスや陶器を用いた展示は可能な範囲でお控えください。
- ・外観展示品を含め、出品された商品につきましては返品し兼ねますのでご了承ください。

【事務局】茨城県農産加工指導センター（担当：嶋川）

Tel : 0299-48-2801

Fax : 0299-48-2545

Mail : ma-shimakawa@pref.ibaraki.lg.jp